

医療的ケアが必要な お子さんと家族のための 支援ガイドブック

ご自宅での
暮らしのヒントを
ご案内します！



宇都宮市



目次

1	医療的ケアとは	1
2	支援者とその役割について	3
3	退院に向けて準備すること	4
4	生活の中で受けられる支援	8
5	ご本人やご家族からのメッセージ	16
6	よくある質問 (Q&A)	17
7	市役所相談窓口一覧	19

ま え が き



近年、医療的ケアを必要としながらご自宅で生活するお子さんたちが増えて
います。宇都宮市では、こうした医療的ケアが必要なお子さんやご家族が地域
の中で安心したサービスが受けられるよう、医療・保健・福祉・教育などの関
係機関や団体等で構成する「宇都宮市発達支援ネットワーク会議」の中で、お
子さんや家族、支援者が抱える課題を整理し、課題の解決に向けて必要な支援
策等について検討を進めているところです。

今回、作成しました支援ガイドブックは、各支援者の役割や相談窓口、各種
制度や支援の具体的な内容などをご家族の方々にはもちろんのこと、支援者
の方々にもわかりやすく紹介するためにまとめたものです。

お子さんやご家族がご自宅で安心して楽しく暮らすことができますよう、
この支援ガイドブックを一人でも多くの方に役立てていただければ幸いです。

宇都宮市発達支援ネットワーク会議

1 医療的ケアとは



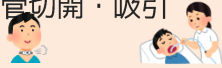





1



「医療的ケア」とは医師や看護師の指導のもと、本人や家族などが治療目的ではなく生活援助を目的として行う行為を言います。

医療的ケアの種類（主なものを抜粋）

種類	内容
人工呼吸器 	呼吸機能の低下によりうまく呼吸ができない場合に、呼吸を人工的に管理するための医療機器を装着し呼吸の補助をします。
経管栄養 	口から食事を十分にとれない場合に、胃や腸、鼻腔にチューブを挿入して流動食や栄養剤を注入します。
気管切開・吸引 	痰や唾液を上手に呑み込めない、自分の力で痰を排出することが難しい場合に、気管を切開し、機械を使って痰や唾液を取り除きます。
導尿 	自力で尿を排泄することが難しい場合に、尿道から膀胱に細い管を挿入し尿を排出します。
人工肛門（ストーマ） 	自力で便を排出することが難しい場合に、腹部に穴を造設し便を排出します。
酸素吸入 	呼吸機能の低下が原因で体内の酸素が不足している場合に、鼻に細い管を通して酸素を流し込みます。

2



こうした「医療的ケア」が必要なお子さんは、近年、全国的に増えてきています。これは、小児医療の進歩によって、“かけがいのない大切な命”が救われるようになってきたからです。また、自宅でも医療的ケアを行えるようになったことで、家族と一緒に自宅で暮らすことができるようになってきました。

3



しかしながら、医療的ケアに対する社会全体の理解が十分に得られていないことや、医療的ケアが必要なお子さんの状態は、運動機能や知的能力に個人差があることから、お子さんやご家族に対する正しい理解や支援はまだ十分とは言えない状況にあります。

4



「子ども」は、社会の中で様々な人たちとふれあいながら成長していきます。医療的ケアがあっても、また、お子さんがどのような状態にあっても、そのお子さんの健やかな成長とご家族のあたり前の生活が実現できるような社会を目指していく必要があります。

5



それでは、医療的ケアが必要なお子さんやご家族はどのような悩みを抱えているのでしょうか。



からだを動かすこと、話すことは苦手だけど、誰かと一緒に楽しいことをやってみたいし見つけたい……



自分は特別じゃない。みんなと一緒に遊びたいし、勉強もしたい……



子どもと過ごす時間を大切にしつつ、子どものためにも自分の時間や身体も大切にしたい……

6



お子さんの状態や成長とともに、また、ご家族のライフスタイルに応じてそれぞれのお子さんやご家族に合った支援を一緒に見つけていきましょう。

さまざまな支援の例

お子さんの状態に応じた個別の手厚い療育や教育

療育

子ども発達センター
(通園・外来・訪問)



教育

特別支援学校
(通学または訪問)



お子さんの状態に応じた個別の支援は、お子さんが持っている様々な「可能性」を発見することができ、お子さんにとっての楽しみが増えるなど生活の幅を広げることができますよ。



身近な地域の同世代のお子さんたちと一緒に保育や教育

保育等

保育所等
(発達支援児保育等)



教育

小・中学校
(特別支援学級等)



身近な地域の保育所や小・中学校では、主治医と連携しながら看護師が医療的ケアを実施するため安全かつ安心して保育・教育を受けることができますよ。



いろいろな人たちの協力を得ながらの子育て

在宅医療

訪問診療

訪問看護



相談支援

保健師

相談支援専門員



お子さんにご家族には様々な支援者・支援機関があり、皆が連携して支援します。

お子さんやご家族の強い味方となる支援者は必ず見つかりますよ。



2 支援者とその役割について



医療的ケアのお子さんや家族には、多くの支援者や支援機関が関わり、それぞれの役割を担っています。

支援者		役割	主な支援機関
医療	医師 	・子どもへの通院・自宅訪問による診療、投薬、処置 ・看護師等への医療的ケアやリハビリなどの指示	病院・診療所
	看護師 	・子どもへのケアの実施や体調管理 ・家族へのケアの教育や医療に関する相談	病院・診療所 訪問看護ステーション
	医療ソーシャルワーカー 	・経済的・心理的・社会的な問題に関する相談 ・在宅生活に向けた関係機関との連絡・調整	病院
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 	・子どもへの関節の変形を予防するための姿勢管理や、コミュニケーション手段の獲得、食べる・飲むなど摂食・嚥下などのリハビリテーションの実施	病院・診療所 訪問看護ステーション
保健	保健師 	・育児や子どもの発達などに関する相談 ・子どものライフステージの節目（就園時や就学時など）に関する相談及び関係部署との保健や福祉に関する連絡・調整	子育て世代包括支援センター (市内5か所)
保育・療育	保育士 	・子どもの発達を促すための保育や療育の実施	保育所 認定こども園 子ども発達センター 児童発達支援事業所
福祉	相談支援専門員 	・困りごとを整理し、活用可能なサービスや専門機関の紹介 ・計画相談の立案や支援者の調整	障がい者生活支援センター 相談支援事業所
	介護福祉士 (ヘルパー) 	・自宅での食事介助や入浴介助などの生活支援や介護支援	居宅介護事業所
教育	教育相談員 教員 	・就学や学校生活に関する相談 ・子どもの発達やニーズに応じた教育	教育センター 幼稚園 小・中学校、高等学校 特別支援学校
行政	市役所職員 	・サービスや制度、施設利用等についての説明や申請手続き	障がい福祉課 保健予防課 子ども家庭課 保育課 子ども発達センター 教育センター 生涯学習課

参考

「医療」の支援者の中には、ほかにも、歯科医師や歯科衛生士、薬剤師、栄養士などがいます。



ポイント



医療的ケアが必要なお子さんは、医療・保健・福祉・教育など様々な分野の支援が関連することが多いため、多職種がチームとなってお子さんや家族と一緒に支援を考えていきます。

3 退院に向けて準備すること



ご家族が準備すること

病院の医療ソーシャルワーカーや退院調整担当の看護師と相談しながら準備を進めていきましょう。

- 医療機器の使い方やケアのやり方を覚えましょう。
- トラブルが起こった際の対応を練習しましょう。
- 入院中に外泊の体験をしましょう。
- 制度利用の申請の手続きを始めましょう（詳細は5～7ページ参照）。



医療費の助成や手帳の申請など該当する方については、入院中から申請しておく心安いですよ。

- ご自宅の環境調整をしましょう。



ご自宅での生活に向けて、お子さんが使うベッドや医療機器・医療物品などの準備をしましょう。医療機器の電源が確保できるようにお部屋のコンセントの場所などを確認したりしながらレイアウトを考えていきましょう。医療機器の中には給付やレンタルできるものがありますよ。

- 移動手段をどうするか考えましょう。



医療機器が必要なお子さんは、かなりの荷物量になりますので、大きいサイズの車が便利です。お子さんの大きさや障がいによって一般のベビーカーで大丈夫か、専用バギーを作成するかも早めに検討するとよいでしょう。

地域の支援者との顔合わせ

病院は、ご家族の意向を確認しながら、訪問診療を行ってくれる医療機関や訪問看護ステーション、市役所などと連携を取りながら、ご自宅での生活を支えるための支援体制を整えてくれます。

そして、自宅での生活を支える支援者が決まりましたら、病院に支援者を集め、ご家族と一緒に具体的な支援内容を話し合っていきます。

イメージ

緊急時の対応についても練習しておきましょう。

試験外泊に向けて準備をしましょう。

ご家族が一番心配なことは何ですか？

ではご自宅に同伴訪問します。



ポイント



退院の話が出たとき、お子さんを自宅につれて帰って大丈夫なのかと誰しも最初は不安になります。ご自宅での生活は、病院では味わえない家族との日常を経験することで、お子さんの発達も伸びていきますよ。

各種制度のご紹介


お子さんの状態のほか、所得制限のあるものや重複して利用できないものがありますので、詳細につきましては担当窓口にお問い合わせください。

医療費などの助成・給付

名称	対象・内容	0歳 ~	1歳 ~	小学 校~	中学 校~	高校 ~	18歳 ~	20歳 ~	お問い合わせ
こども医療費助成制度	出生の日（転入の場合は転入日）から高校3年生までの、健康保険が適用になる診療を受けたときの保険診療自己負担分を助成するもの	→							子ども家庭課 子ども給付グループ 028-632-2296
ひとり親家庭医療費助成 ※所得制限あり	ひとり親家庭の親と子が保険診療を受けた医療費の自己負担金について、医療機関ごとに月額500円を差し引いた額（調剤薬局は500円の差し引き無し）を助成するもの	→						※子が18歳になった最初の3月31日までが対象	子ども家庭課 自立支援グループ 028-632-2399
小児慢性特定疾病医療費助成	小児慢性特定疾病（国が指定した疾病）として認定された場合、その保険診療の自己負担分の医療費を助成するもの	→						→	子ども家庭課 子ども給付グループ 028-632-2296
指定難病特定医療費助成	指定難病に罹患している方が、指定医療機関で行われる医療を受ける場合、その医療費の一部を助成するもの	→							保健所保健予防課 保健対策グループ 028-626-1114
重度心身障がい者医療費助成	重度の障がいがある方の入院や通院、院外処方に関する保険診療の自己負担分を助成するもの 【対象】 ・身体障がい者手帳1・2級 ・療育手帳A1・A2 ・身体障がい者手帳3・4級 かつ療育手帳B1	→							障がい福祉課 福祉サービスグループ 028-632-2361
育成医療（自立支援医療） ※所得制限あり	18歳未満で身体に障がいがあり、治療を受けることで障がい軽減または除去され、機能が回復する場合、指定医療機関で診療を受けたときの保険診療の自己負担分の医療費の一部または全部を公費負担するもの	→							子ども家庭課 子ども給付グループ 028-632-2296
未熟児養育医療給付	指定養育医療機関において医師が入院養育を必要と認めた1歳未満の未熟児等を対象に、入院時の保険診療の自己負担分の医療費を公費負担するもの	→							子ども家庭課 子ども給付グループ 028-632-2296
結核児童療育の給付	指定療育医療機関において医師が長期間の入院治療を必要と認めた結核児童を対象に、入院時の保険診療の自己負担分の医療費のほか日用品費、学用品費を公費負担するもの	→							子ども家庭課 子ども給付グループ 028-632-2296

手当・年金

名称	対象・内容	0歳 ~	1歳 ~	小学 校~	中学 校~	高校 ~	18歳 ~	20歳 ~		
児童手当 ※所得によって支給額が異なる。	15歳到達後、最初の年度末までの児童を養育している方	→								子ども家庭課 子ども給付グループ 028-632-2387
		<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 月15,000円 ・3~12歳の第1子・第2子 月10,000円、第3子以降 月15,000円 ・中学生 月10,000円 ・所得制限限度額以上の場合一律月5,000円 								
児童扶養手当 ※所得制限あり	18歳の年度末(3月31日)までの子(重い障がいがある場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭等	→					→			子ども家庭課 自立支援グループ 028-632-2386
		<ul style="list-style-type: none"> ・月10,160円~43,070円 児童が複数の場合は加算あり 								
ひとり親家庭支援手当 ※所得制限あり	義務教育終了前の子(重い障がいがある場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭 ※生活面及び就労面を支援するための手当	→					→			子ども家庭課 自立支援グループ 028-632-2386
		<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援 月3,000円 ・就労支援加算 月2,000円 								
特別児童扶養手当 ※所得制限あり	心身に障がいのある20歳未満の子を養育している方 1級 ・身体障がい者手帳1・2級と3級の一部の児童 ・療育手帳のA1・A2の児童 2級 ・身体障がい者手帳3・4級の一部の児童 ・療育手帳B1の児童 ・その他診断書により上記同程度以上の障がいがある児童	→								子ども家庭課 子ども給付グループ 028-632-2387
		<ul style="list-style-type: none"> ・1級 月52,400円 ・2級 月34,900円 <p>※障がいの程度により上記の場合でも支給されない場合があります。</p>								
障がい児福祉手当 ※所得制限あり	心身に障がいのある20歳未満の児童 【対象】 ・身体障がい者手帳1・2級 ・療育手帳のA1 ・身体または精神に前記と同程度の障がい、疾病等がある児童	→								子ども家庭課 子ども給付グループ 028-632-2387
		<ul style="list-style-type: none"> ・月14,850円 <p>※障がいの程度により支給されない場合があります。</p>								
心身障がい者福祉手当 ※所得制限あり	身体障がい者手帳1・2級、または療育手帳A1・A2・B1(知能指数50以下)の判定を受けている方	→								障がい福祉課 福祉サービスグループ 028-632-2361
		<ul style="list-style-type: none"> ・月5,000円 <p>※障がい児福祉手当を受けている方は、この手当を受給することはできません。</p>								
難病患者福祉手当 ※所得制限あり	指定難病または特定疾患治療研究事業の医療受給者証の交付を受けている方	→								障がい福祉課 福祉サービスグループ 028-632-2361
		<ul style="list-style-type: none"> ・月5,000円 <p>※心身障がい者福祉手当を受けている方は、この手当を受給することはできません。</p>								

名称	対象・内容	0歳 ～	1歳 ～	小学 校～	中学 校～	高校 ～	18歳 ～	20歳 ～	
障がい基礎年金 ※所得制限あり	20歳未満に初診日がある病気やけがで障がい者(1・2級)になったときに請求できるもの ※国の国民年金・厚生年金保険の障がい認定基準に基づくもので障がい者手帳の基準とは異なる。								 国民年金課 国民年金グループ 028-632-2327 宇都宮西年金 事務所 028-622-4281 宇都宮東年金 事務所 028-683-3211

障がい者手帳の種類

身体障がい者手帳

身体に障がいのある方(1～6級)

肢体不自由、視覚、聴覚または平衡機能、音声・言語またはそしゃく機能、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸機能、小腸、免疫、肝臓機能

お問い合わせ

障がい福祉課 福祉サービスグループ
028-632-2361

療育手帳

知的に障がいのある方(A1～B2)

お問い合わせ

障がい福祉課 相談支援グループ
028-632-2354

精神障がい者保健福祉手帳

精神に障がいのある方(1～3級)

お問い合わせ

障がい福祉課 福祉サービスグループ
028-632-2361



障がい者手帳を取得しますと福祉のサービスが受けられるほか、税金の減免や公共交通機関の運賃割引などが受けられます。

小児慢性特定疾病に該当する児童が受けられる支援

お問い合わせ

子ども家庭課子ども給付グループ
028-632-2296

事業名	内容	備考
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	在宅の小児慢性特定疾病児に対し、日常生活用具を給付する(全18種類)。	在宅以外(入院中、施設入所)の方についても対象
小児慢性特定疾病児童家族支援事業 ①一時入院支援事業 ②介助人派遣事業 ③訪問看護事業	①小児慢性特定疾病児童(対象は人工呼吸器装着、または気管切開)の介護者の病気等の理由により、児童が医療機関に一時的に入院する費用を助成する。 ②小児慢性特定疾病児童(対象は人工呼吸器装着、または気管切開)の介護者の休養等のため、介助人(家政婦)による介護サービス等を利用する費用を助成する。 ③診療報酬で定められた回数を超える訪問看護に対して助成する(対象は人工呼吸器装着)。	①1回あたり7日以内、1年度あたり28日以内 ②1月あたり16時間以内(範囲内であれば複数回の利用が可能) ③1年度あたり100回以内(1週間につき5回以内)

ポイント

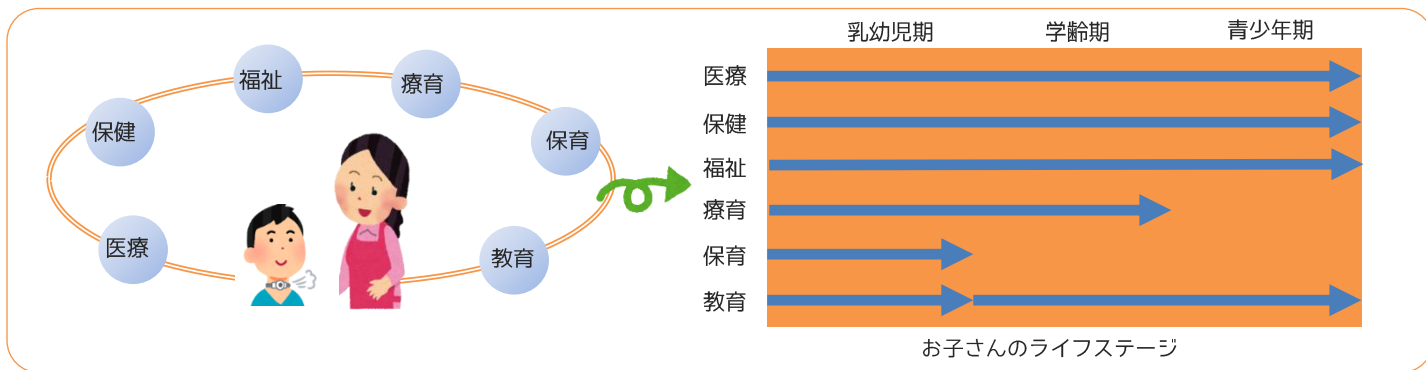


障がい福祉の各種サービス(10～11ページ)が対象にならないお子さんであっても、人工呼吸器装着または気管切開している小児慢性特定疾病に該当するお子さんであれば、日常生活用具の給付や一時入院、介助人派遣などを利用することができます。

4 生活の中で受けられる支援



ここでは、医療的ケアが必要なお子さんご家族が安心して自宅で生活するために必要な支援を、「医療」、「保健」、「福祉」、「療育」、「保育」、「教育」の6つに分けてご紹介します。



① 「医療」・・・退院してからも受けられる医療は？



自宅で生活を送るために必要な医療は、大学病院などかかりつけの病院の主治医や看護師、医療ソーシャルワーカーに相談して確実につないでもらいましょう。

訪問診療

外来通院が困難で長期の療養を必要とする方に対し、事前に予定を立て定期的に訪問し診療します。訪問診療では診察と相談、薬の処方や予防接種などを行います。



「往診」は急に体調が悪くなった場合に、患者さんから要請を受けて自宅に訪問し診療することを言います。

訪問看護

看護師が自宅に訪問し、主治医の指示のもと、病状の観察や医療的ケア、医療機器の管理や操作援助・指導などを行うほか、育児全般の相談やご家族の健康相談など医療のみならず家族全体の生活に関する継続的な支援を行います。



訪問看護師は、お子さんの看護ケアだけではなく、ご家族の心や身体のケアも行いますので利用をお勧めします。

訪問リハビリ

理学療法士 (PT)・作業療法士 (OT)・言語聴覚士 (ST) などのリハビリ専門職が自宅に訪問し、主治医の指示のもと、姿勢についてのアドバイスや関節が固まらないための運動、日常生活動作のアドバイスや食事を食べる・飲み込めるようにするための訓練など、お子さんの発達を促すためのリハビリを行います。



医師や看護師、リハビリ専門職以外に、歯科医師や歯科衛生士、薬剤師、栄養士なども訪問による支援を行ってくれますよ。



これらの生活の中で受けられる医療は、医療保険の対象になるため、お子さんの状態や所得などに応じた医療費助成制度 (5~7ページ参照) を活用しましょう。
※ 交通費など医療保険の対象にはならないものがあります。

支援のイメージ



①退院に向けた支援

②自宅で受けられる医療支援

- 訪問診療
- 訪問看護
- 訪問リハビリ

③通院による医療支援

私たち医師・看護師などの医療スタッフは支援チームの一員となり生活を支援します！



連携

②「保健」・・・子育てに関する相談はだれにしたらいいの？



宇都宮市では、市内5か所にある子育て世代包括支援センターにいる保健師が、お子さんの発育や健康に関する相談をお受しています。

乳児健診や予防接種に関することや発育・発達など育児全般の悩みについての相談、お子さんやご自宅の状況に合わせた環境調整、お子さんの就園・就学などライフステージに合わせた他機関とのコーディネートなどの支援を受けることができます。



病院スタッフや訪問看護師などと一緒にチームの一員としてご相談をお受しています！

保健師

子育て世代包括支援センター	担当地区	お問い合わせ
保健福祉総務課 (市役所1階)	本庁・豊郷・宝木	028-632-2941
平石地区市民センター	平石・清原・瑞穂野	028-661-2369
富屋地区市民センター	城山・国本・富屋・篠井	028-665-3698
姿川地区市民センター	姿川・横川・雀宮・陽南	028-645-4535
河内地区市民センター	上河内・河内	028-671-3205

支援のイメージ



睡眠不足で気持ちが沈んでしまう・・・

保育所のことや学校のこと・・・どこに相談したらいいの？

自宅での生活をこのまま続けることができるか心配・・・



退院に向けての支援

入院中から、病院と地域との連携体制づくりをします。退院前のカンファレンスの参加や自宅内でのケアを行いやすくするための環境調整、地域内のサポート体制づくりなど必要な調整を行います。

子育て支援

毎日の生活の不安や今後についての不安、子育てからのストレスなど家族のこころのケアを行います。

電話や面接による相談のほか、ご自宅に訪問してお子さんの様子などを確認させていただきながら相談をお受しています。

地域の中での支援者や気持ちを共有できる仲間などを一緒に探していきましょう。

ライフステージに応じた支援

お子さんの成長に合わせて就園や就学などのふしめの時期に担当課の紹介や連絡・調整などお子さんの状態やご家族の希望を確認し一緒に考えながら支援します。

市が行っている乳幼児健康診査(4か月・10か月・1歳6か月・3歳)は、入院中であるなど医療機関の継続受診できている場合は、受診を免除することができますので、詳しくは、子ども家庭課すこやか親子グループ(623-2388)までお問い合わせください。



ポイント



お子さんがまだ小さいうちは、お子さんのからだの状態も安定しないうえに、ご家族は慣れないケアや様々な支援者の介入などにより、たくさんの不安やストレスを抱えやすい時期です。お母さん一人で、また、ご家族だけで抱え込まずにいつでも相談してくださいね。

③「福祉」・・・障がい福祉のサービスにはどんなのがあるの？



障がい福祉の各種サービスは、障がい者手帳の有無、障がい種別や程度（級）など細かい基準があるほか、病気や障がいの程度、生活状況、収入など各種条件により、受けられるサービスと受けられないサービスがあります。また、お近くの地区市民センターでお受けできる申請等もあります。

詳しくは、市の障がい福祉課担当窓口までお問い合わせください。



機関名	お問い合わせ
市障がい福祉課 相談支援グループ	028-632-2366、2869、2354

障害者総合支援法による障がい福祉サービス

※ 主に重症心身障がいのあるお子さん、医療的ケアが必要なお子さんに対応できるサービスを紹介します。

<訪問系サービス>

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅にホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事援助、通院介助などを行います。

<日中活動系サービス>

サービス名	内容
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

<相談支援系サービス>

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービス等の利用を希望する障がいのある方について、サービス等利用計画を作成します。また、サービス等利用計画の内容について一定期間ごとに検証し、必要に応じて変更等を行います。

<補装具>

身体障がいのある部分を補って、日常生活や職業生活をしやすくするために必要な義肢・装具・車椅子等の交付や修理を行います。

地域生活支援事業

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、外出時の移動を支援します。
訪問入浴サービス事業	自宅の浴槽での入浴が困難な重症心身障がいのある方に対して、訪問による入浴サービスを行います。
日中一時支援事業 ①日中支援型 ②放課後支援型 ③医療的ケア	①障がいのある方の日中の活動の場を提供するとともに、保護者の介護による疲労回復や自由な時間を確保します。 ②特別支援学校に在籍する方の放課後・長期休業期間中の活動の場を提供するとともに、保護者の介護による疲労回復や自由な時間を確保します。 ③医療的ケアが必要な重症心身障がいのある方の日中の活動の場を提供するとともに、保護者の介護による疲労回復や自由な時間を確保します。
日常生活用具給付	重度障がいのある方及び難病の方の自宅で生活する上での不便を解消し、容易に日常生活ができるようにするため必要な日常生活用具を給付または貸与します。
相談支援事業 ①基幹相談支援センター ②障がい者生活支援センター	①地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業所等への専門的な助言や障がいのある方と家族への支援など、総合的な相談支援を行います。 ②障がい分野にかかわらず、地域で生活している障がいのある方の相談に応じ、地域生活に必要な支援を行います。

利用の手続き



所定の申請書に必要事項を記入し、市の障がい福祉課に申請してください。



また、障がい福祉サービスの利用には指定特定相談事業所の相談支援専門員が作成する「サービス等利用計画」が必要です。



相談支援専門員とは



障がいのある方たちが自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援など障がいのある方たちの全般的な相談支援を行います。



サービス等利用計画の作成



生活全般の調整



担当者会議の開催

一口メモ

できるだけ早いうちに福祉サービスを利用することをお勧めします！



障がいの有無に関わりなく、「子ども」は社会の中で育っていきます。家族以外の大人や子どもたちとのふれあいの中で家族とは別の世界をもつことができ、その中で様々な体験を積みかさねていくことが、お子さんが成長していくためには必要なのです。

「自分以外の人に頼むのは子どもに悪い気がする」などの思いから家族だけで頑張っている方もいるかもしれませんが、他者と関わることで確実にお子さんとご家族の世界は広がります。

自宅での生活を送る中で、家族に緊急な出来事が生じてしまい、ある日突然にお子さんが家族以外の人と関わらなくてはならない、慣れない場所で過ごさなくてはならなくなったとき、お子さんにとって身体的な緊張だけでなく精神的な緊張を生み、年齢が高くなればなるほど苦痛を感じやすくなると言われています。

我が子を他者に委ねるのは、最初はとても勇気がいることかもしれません。しかし、お子さんの成長のためにも、そして、ご家族の休息や息抜き、普段さみしい思いをしているきょうだいと楽しい時間をとるなど家族の心身の健康のためにも、お子さんが小さいできるだけ早い時期から福祉サービスを利用し、家族以外の人からの支援を受ける機会や自宅以外の場所で過ごす経験を持つとよいですよ。



ポイント



お子さんが受ける家族以外の人による支援は、時間をかけて段階的（自宅内支援→自宅外支援、日中預かり→宿泊など）に進めていくことをお勧めします。そうすることで、お子さんと支援者との良好な関係性を無理なく築きあげていくことができるでしょう。

④「療育」・・・療育ってどんなことをしてくれるの？



宇都宮市では、障がいのあるお子さんやその疑いのあるお子さんの相談から療育までを総合的に提供する市の子ども発達センターにおいて療育支援が受けられるほか、指定の事業所において児童福祉法に基づく障がい児通所給付の各種療育サービスを受けることができます。

子ども発達センターにおける療育支援

※ 主に肢体不自由のあるお子さん、医療的ケアが必要なお子さんが利用可能なサービスを紹介します。

機関名	相談窓口	お問い合わせ
市子ども発達センター	子ども発達相談室	028-647-4720

<外来療育>

事業名	内容
専門療育事業 (なないる教室)	肢体不自由のあるお子さんを対象に、理学療法士・作業療法士等がお子さんの障がい特性に応じた専門的な個別指導を行います。
重症心身障がい児 プール活動支援事業 (プール外来)	肢体不自由のあるお子さんを対象に、施設内の温水プールを使って心身のリラクゼーションやQOL(生活の質)の向上を図るためプール活動を行います。

<通園療育・訪問療育> ※障がい児通所支援

サービス名	内容
医療型 児童発達支援センター かすが園	・肢体不自由のある就学前のお子さんを対象に、さまざまな生活体験や遊びをとおり、日常生活動作の獲得や集団生活適応のための通園療育を行います。 ・医療的ケアが必要であるなど外出ができないお子さんを対象に、保育士が自宅に訪問し、さまざまな遊びをとおりお子さんの発達を促す訪問療育を行います。

児童福祉法による障がい児通所支援

機関名	相談窓口	お問い合わせ
市子ども発達センター	交流・管理グループ	028-647-4721

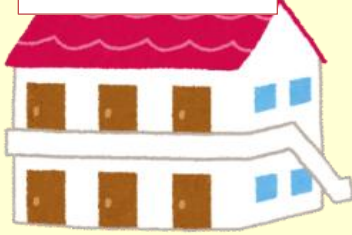
※ 障がい児通所給付の各種療育サービスを利用するためには、障がい児通所給付の決定が必要です。

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障がいのあるお子さんに対して、日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のあるお子さんに対して、日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのあるお子さんに対して、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	医療的ケアが必要であるなど外出ができないお子さんを対象に、保育士などが自宅に訪問し、さまざまな遊びをとおりお子さんの発達を促す訪問療育を行います。
放課後等 デイサービス	就学している(幼稚園及び大学を除く)障がいのあるお子さんに対して、授業の終了後または学校の休業日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

支援のイメージ

子ども発達センターで行っている支援の一例をご紹介します。

子ども発達センター



通園療育・外来療育



親子通園を行っている医療型児童発達支援センターかすが園では、年長になると家族と離れた単独通園になり、お子さんの医療的ケアは看護師が実施します。

小集団による活動



リズム遊び



日常生活の獲得

専門職による療育



ことばの練習



歩く練習



保護者支援



学習会



仲間づくり

プール活動



プール活動

子ども発達センターでは室内にある温水プールで1年を通してプール活動を行っています。医師・看護師などと一緒に活動しますので、人工呼吸器を装着したお子さんも安全に活動することができます。

訪問療育
(居宅訪問型児童発達支援)



感覚遊び



うた



手遊び



体調が安定しないなど外出が容易にできないお子さんに対し、自宅で療育を行うこともできます。お子さんの状態が少しでも安定し、外出ができるようになったら通園療育に切り替えていきます。

ポイント



お子さんに合った療育を受けることは、お子さんの成長発達に良い影響を与えるだけでなく、お子さんの生活の楽しみを増やすことができます。

プール活動をしているときのお子さんは普段では見ることができないとても良い表情を見せてくれます。プール活動の継続によって「夜よく眠れるようになる」「風邪を引きにくくなる」などの効果も得られますよ。

⑤ 保育・・・働きたいけど子どもを保育所に預けられるの？



宇都宮市では、保護者の方の就労などにより、「保育所」「認定こども園」「地域型保育事業」において、お子さんの状態に応じて主治医と連携しながら、看護師が医療的ケアを実施するなど、お子さんの状態に合った安全・安心な保育を受けることができる施設もあります。

保育施設や地域型保育事業の利用についてご希望の方は、市の保育課担当窓口までお問い合わせください。

機関名	お問い合わせ
市保育課事業支援グループ	028-632-2392



ここでは、地域型保育事業についてご紹介します。
地域型保育事業は地域における多様な保育ニーズ対応するための事業です。

事業名	内容
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで少人数（定員5人以下）を対象に、家庭的保育者（保育ママ）の自宅で保育を行います。
小規模保育事業	少人数（定員6人～19人）を対象に、家庭的保育に近い環境のもときめ細かな保育を行います。
事業所内保育事業	会社の事業所の保育施設などで、従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育します。
居宅訪問型保育事業	障がいや病気などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、お子さんの自宅で1対1の保育を行います。

支援のイメージ

保育所や認定こども園における支援の一例をご紹介します（お子さんの状態や施設の状況に応じて支援の方法は異なります）。

お子さんへの支援

- ・ 医療的ケアの実施
- ・ 薬の管理（与薬など）や健康管理
- ・ 医療機関などとの連携
- ・ 園生活の見守り（他児と同様の経験を安全に行えるための環境づくり）

周囲の園児や保護者への理解促進

重要!

- ・ 保護者会を活用し、違う年齢のクラスの保護者にも説明する。
- ・ クラス懇談会で、保護者も一緒にお子さんについての説明を行う。
- ・ 3歳以上の園児に医療的ケアのお子さんについてわかりやすく説明する。

保護者への支援

- ・ 日々の情報交換を密に行う。
- ・ 園で起こりうるトラブルを予想し、対応について一緒に考える。
- ・ 普段の子育てや就学への不安などの助言を行う。



お子さんの状況については、全職員が把握するようにし、安全な対応についても一緒に考え共有しています！

一口メモ



入園前から周囲の園児や保護者に丁寧な説明を行うと、周囲の受け入れも良好です。入園当初、他の園児たちは、医療的ケアに興味を示すと思いますが、時間がたつにつれて「当たり前」になってきます。看護師や保育士の関わり方をモデルにまねをするようにもなり、医療的ケアのお子さんへの気遣いや援助を自然と行えるようになってきます。周囲の園児や保護者だけでなく、医療的ケアのお子さんを受入れるにあたって、職員全体の理解を得るために、また不安解消のために、職員間で繰り返し話し合いをするほか勉強会を開催するなど時間をかけて丁寧に進めていくことが大切です。

⑥ 教育・・・学校はどこに行ったらいいの？



宇都宮市では、就学に向けての相談や、学校生活における「教育」や「発達」に関する相談を市の教育センターにある「教育相談室」で受けることができます。

特別支援学校に通いたい、地域の小・中学校に通いたいなど、お子さんや保護者の方の思いを尊重し、お子さんが一番力を発揮できる就学先はどこなのか、どのような支援が望ましいのかを保護者の方と一緒に考えていきます。 ※ 対象は年長になるお子さんと小・中学校に通っているお子さんです。

機関名	相談窓口	お問い合わせ
市教育センター（2階）	教育相談室	028-639-4380・4381



お願い

幼稚園の入園をお考えの方は、直接希望する幼稚園にお問い合わせください。

支援のイメージ

宇都宮市の小・中学校では、医療的ケアの必要なお子さんの状態に応じて、主治医と連携しながら、看護師が医療的ケアを実施するなど、お子さんが安全・安心な学校生活を送ることができるよう支援しています。市内の小学校における支援の一例を紹介します（お子さんの状態や学校の状況に応じて支援の方法は異なります）。

お子さんへの支援

- ・ 医療的ケアの実施
- ・ 薬の管理や健康管理
- ・ 主治医との連携
- ・ 集団生活における安全の確保
- ・ 体調悪化時やトラブル時の対応

保護者との連携

- ・ 新たな活動を行う際には保護者と一緒に活動方法の検討をする。
- ・ お子さんが他の児童たちとどう過ごしているか、また他の児童の様子について伝える。



周囲の児童や保護者への理解促進 **重要!**

- ・ 入学前に全児童に「医療的ケアのお子さんへの配慮」について説明を行う。
- ・ 入学式後に、新入生保護者に向けて説明を行う。
- ・ 入学後は、同学年の児童に担当看護師が紙芝居を使ってお子さんの困り感や配慮してほしいことなどわかりやすく説明する。

宇都宮市では、保護者の方が仕事などで放課後等に家庭にいないお子さんを対象に生活の場を提供する「子どもの家・留守家庭児童会」を行っています。

特別支援学校でも、お子さんの特性に合わせた、より専門的できめ細かな指導が受けられます。医療的ケアが必要なお子さんも、学校に通い、たくさんのお友達や教員とのふれあいの中で成長することができます。また、特別支援学校にあります「早期教育相談室」では、就学前のお子さんの養育などに関する相談が受けられます。是非ともご利用ください。



自分の体を感じたり、体の使い方や動かし方などを学ぶことができます！



自分の体の動きを通じ、教員とのやりとりを介してコミュニケーションの力を育むことができます！



一口メモ

障がいや病気によって毎日学校に通学することが難しいお子さんは、教員が家庭に訪問して授業を行う「訪問教育」を受けることができます。スクーリングといって学校行事への参加など通学の機会もありますよ。

5 ご本人やご家族からのメッセージ



ご自宅で生活している医療的ケアが必要なご本人やご家族の方から、これまでのさまざまな経験を通じた体験談やメッセージをご紹介します。



- ・ご家族（お子さん：18歳）
- ・ご自宅で行っている医療的ケアは、人工呼吸器・気管切開・たん吸引・経管栄養
- ・特別支援学校の訪問学級に在籍

一番支援が必要だった時期

自宅での生活を通して一番支援が必要だと感じた時期は「退院直後」です。すべてが初めてで何もわからなかったことに加え、とにかく最初は無我夢中で自分が子どものケアをしなくては・・・との思いでいっぱいでした。

そして、「第2子を出産するとき」です。事前に支援チームを組むなど計画的に進めていただいたお陰で突然の破水で緊急入院することになりましたが、無事にのりきることができました。

支援者のみなさんへ

医療的ケアがあることは怖いことではありません。これまで支援してくれた一部の方から「最初はとても怖くて緊張した」と言われることがありましたが、慣れてくればみなさん緊張もほぐれ、笑顔で関わっていただいています。

また、「医療的ケアが必要な子どもたち」について知っていただきたいです。支援者の方たちだけでなく、社会全体の理解が必要だと感じています。

これから自宅での生活を始める方へ

自宅での生活を始めるにあたって、SOSを出せる支援者を見つけられるといいと思います。そしてそこから支援を広げてもらってください。また同じ境遇の友人は情報を共有できる強い味方になってくれます。

そして、自分に合う支援を無理なく選択して家族みんなが無理なく過ごしていけるといいですね。

子どもと一緒に過ごせる「暮らし」はとても幸せですよ。



- ・医療的ケアが必要なご本人（22歳）とご家族
- ・ご自宅で行っている医療的ケアは、気管切開・たん吸引(就学前まで)
- ・地元の小・中学校、市外の高校・大学に通い、現在社会人
- ・嗶声（かすれた声）であるが会話は可能



学校生活を振り返って・・・

地元の小・中学校に通い、市が看護師さんを学校に派遣してくれたことや友達にも恵まれ、安心した学校生活を送ることができました。

大学の4年間は1人暮らしもしました。

学校につきものの「発表」では周囲の配慮があり困ったことはありませんでしたが、グループに分かれての話し合いは自分の声が周囲の声に消されてしまうため代弁してもらったほか、メモで伝えるなど周囲に協力してもらいました。

支援者のみなさんへ

どの家族も子どものためにと頑張っているので「熱意」を持って接してください。

お子さんに一番ふさわしい養育や教育と一緒に考え、やってみようと勇氣を出して一歩踏み出してください。

当事者のみなさんへ

ご家族はいつもお子さんの味方でいてあげてください。

そして、地域の中のいろいろなところに参加してください。そうすることで新たな視点や協力者が見つかる可能性が高くなります。

家族への思い

医療的ケアがあることを周囲に隠すことなく、いろいろなところに連れていってこれ様々な経験を積みさせてもらえたこと、また、自分の知らないところで行政や学校とのやり取りなどに努力してもらえたことに感謝しています。



一番支援が必要だった時期

学校に入るまでの「就学前の時期」です。

ゆっくり子どもと過ごす時間や家事や仕事に集中できる時間など自分の時間を少しでも確保してもらえ支援が欲しいと思いました。

自宅での生活を始めた時の状況

医療的ケアというハンディがある子を地域の中でどう育てていけるか不安でした。

近所の公園に連れていったり、地域の子育てサークルに参加するなど地域の子もたちと積極的に遊ばせました。

これから自宅での生活を始める方へ


自分たちだけで抱え込まず周りの人たちに支援を求めてください。


その際、何をしてほしいか明確にするとよいと思います。

6 よくある質問 (Q&A)





ここでは、日頃、支援している中で、ご家族からいただくことが多い質問についてお答えします。

1  **Q** 自宅での生活を送る中で困ったときの相談は、誰にすればいいですか？


 **A** お子さん・ご家族の体調面に関する相談や医療的ケアの手技など在宅療養に関する細かい相談は、訪問診療医や訪問看護師が対応してくれます。またお子さんやきょうだいの発育・発達などの育児全般や今後の生活の不安などの相談は、地域の保健師が対応してくれます。障がい福祉サービス等の利用に関する相談は、相談支援専門員が対応してくれます。

ただし、上記した内容に限らず、いずれの支援者も、ネットワークを持っていますので、在宅生活で困ったことが生じたときには、まずは、すぐ近くにいる支援者にSOSを発信してください。ご家族と一緒に考え、必要な支援につなげてくれますよ。

2  **Q** 自分が体調を崩し、通院や入院をしなくてはならなくなったときどうすればいいですか？

 **A** お子さんの医療的ケアを中心に行っているご家族の方が体調を崩してしまった場合、誰かにケアを替わってもらわなくてはなりません。日中の短時間の通院であれば、自宅における訪問看護を利用することができます。それ以上の時間を要する場合は、日中一時支援を行う事業所でお子さんを預かってもらうことが可能です。入院することになった場合、短期入所（ショートステイ）の利用が可能です。日中一時支援・短期入所の利用におきましては、医療的ケアを必要とするお子さんが利用できる事業所に限りがあります。また、事前に契約を済ませておく必要がありますし、お子さんが事業所の生活に慣れている必要があります。いざという時に困らないためにも早めに利用に向けて準備しておくことをお勧めします。

3  **Q** きょうだいの保育園や習い事等の送り迎えができないときはどうしたらいいですか？

 **A** きょうだいの保育園等の送迎は毎日のことなので、親族や友人に協力してもらうこともよいですが、訪問看護の時間をうまく活用しお子さんが支援を受けている間に、お母さん自身がきょうだいの送り迎えをすることもできます。また、ファミリーサポートセンター（有料）のサービスを活用して送迎をお願いすることもできます。利用にあたっては事前に会員登録が必要なので、下記の連絡先にお問い合わせください。

<ファミリーサポートセンター>


・問合せ先：028-616-1571（うつのみや表参道スクエア 6 階）

・費用：平日（午前7時～午後7時） 700 円（1時間）


土日・祝日・年末年始 800 円（1時間）

※ 第3子以降のお子さんは利用料補助が受けられます。

4  **Q** 障がいのあるお子さんの子育てをしている他の家族と知り合う方法はありますか？

 **A** 人工呼吸器をつけた子の親の会として「バクバクの会」、重症心身障がい児の親の会として「栃木県重症心身障害児(者)を守る会」という組織があります。また、宇都宮市内には、「NPO 法人障がい者福祉推進ネットちえのわ」（通称：ちえのわ）という、当事者や保護者（障がい種別に関係なし）、教育、保健、医療、福祉関係者が個人として集い、障がいのある子の子育てや教育、福祉サービスや就労、きょうだいへの支援などについて一緒に話し合い学ぶことができる活動の場があるほか、「肢体不自由児者父母の会」という、肢体不自由児者の福祉の増進と会員同士の連携・協力及び事業を実施するなどの活動の場があります。

同じ状況のお子さんをもつご家族から、直接経験談などを聞いてみたい場合は、お子さんが入院中であれば、担当の看護師や医療ソーシャルワーカーに、また担当の保健師・相談支援専門員に紹介してもらえるか相談してみましょう。

5  特別支援学校と特別支援学級はそれぞれどんなところですか？




特別支援学校は、様々な障がいにより学習や日常生活における困難性が高いお子さんに対して、小・中学校に比べて、お子さんの特性に合わせた、より専門的できめ細かな指導を行っています。

特別支援学級は、障がいによる困難性があり、社会的自立のために特別な配慮が必要なお子さんに対して、お子さんの教育的ニーズに応じてきめ細かな指導を行う小・中学校に設置された学級の一つです。市内には、知的障がい、肢体不自由、弱視、難聴、自閉症・情緒障がいの特別支援学級があります。


宇都宮市では、お子さんの発達・成長を促す適切な就学先を保護者の方の意向を尊重して一緒に考えていきます。

まずは、教育センターの教育相談室（問合せ先：028-639-4380、4381）にご相談ください。

6  子どもが、小児慢性特定疾病に該当しますが、給付の対象になる日常生活用具について教えてください。




宇都宮市における「小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業（7 ページ参照）」の中で、給付の対象としている日常生活用具は、便器・特殊マット・特殊便器・歩行支援用具・入浴補助用具・特殊尿器・体位変換器・車椅子・頭部保護帽・電気式たん吸引器・フールベスト・紫外線カットクリーム・ネプライザー（吸入器）・パルスオキシメーター・ストーマ装具（消化器系）・ストーマ装具（尿路系）・人工鼻の全 18 種目です。それぞれの種目に対象者や基準額などが設定されていますので、担当する子ども家庭課子ども給付グループ（問合せ先：028-632-2296）までお問い合わせください。

7  自宅で子どもをお風呂に入れるのに、ベビーバスを活用していますが、成長にともない、ベビーバスでは体が収まりきれなくなってきました。何かいい方法はありますか？



お風呂に入ると、体の衛生面を保てるほかに、痰を出しやすくしたり、リラックスできるなど様々な効果が得られます。したがって、お子さんの成長（体格や体重）に応じて、また、介護する人の体調や家屋環境に応じて、毎日の生活の中で安全に楽しく続けられる入浴方法を取り入れていけるとよいでしょう。お子さんが小さいうちは、ベビーバスや園芸用のたらい、ビニールプールなどをお子さんの成長に応じて上手に活用している方もいますが、入浴後、お湯を捨てたりするのが意外と大変な作業となります。また、抱きかかえての入浴介助は、介助者の腰や肩、膝関節に大きな負担がかかります。決して無理はせず、居宅介護（ヘルパーによる支援）または訪問入浴の活用、福祉用具（浴用椅子など）や福祉機器（リフトなど）の導入など福祉サービスの利用をお勧めします。お子さんや介護者にとって最も安全に継続できる入浴方法を獲得するために、ご家族だけで悩まずに、まずは、担当の訪問看護師さんやリハビリ専門職等に相談してみてください。

8  集中豪雨や地震などの災害時に備えて、どのような準備をしておいたらよいでしょうか？



災害時に備えてハザードマップの確認や市内避難所の把握、大規模停電に備えた自家発電機等の準備や予備バッテリーの充電、緊急時連絡先の確認、一時的に入院が必要になる場合、どの医療機関に入院するか、どのように搬送するかなど担当の医師や看護師と相談しておきましょう。

また、宇都宮市には、「災害時要援護者支援制度」といって、自力での避難が困難な高齢者や障がい者などの「災害時要援護者」に対し、日頃から声かけや見守り活動を行い、災害発生時には誰が支援し、どこに非難するかなどについて、あらかじめ地域住民同士で決めておく、「地域ぐるみの助け合い」の制度があります。

この制度は、事前の申請が必要であり、災害時要援護者として台帳登録が完了すると、地域の地区支援班（主に自治会や民生委員など）や避難支援者（主に近所の顔なじみの方）による日頃からの声かけや見守りの活動が行われ、災害発生時に避難誘導や安否確認する仕組みとなっていますので、まずは、災害時要援護者の登録を済ませておくとうよいでしょう。

※ 問合せ先：保健福祉総務課 028-632-2919、または障がい福祉課 028-632-2673

7 市役所相談窓口一覧



子育てに関すること

○ 子育て世代包括支援センター

担当窓口	連絡先	所在地	担当地区
保健福祉総務課 (市役所1階)	028-632-2941	宇都宮市旭1-1-5	本庁・豊郷・宝木
平石地区市民センター	028-661-2369	宇都宮市下平出町158-1	平石・清原・瑞穂野
富屋地区市民センター	028-665-3698	宇都宮市徳次郎町80-2	城山・国本・富屋・篠井
姿川地区市民センター	028-645-4535	宇都宮市西川田町805-1	姿川・横川・雀宮・陽南
河内地区市民センター	028-671-3205	宇都宮市中岡本町322 1-4	上河内・河内

福祉サービスや医療費・手当等に関すること

○ 障がい福祉課(市役所1階) 宇都宮市旭1-1-5

担当窓口	連絡先	内容
福祉サービスグループ	028-632-2361・ 2362・2363	・身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳 ・補装具、日常生活用具 ・重度心身障がい者医療費助成 ・心身障がい者福祉手当、難病患者福祉手当
相談支援グループ	028-632-2366・ 2869・2354	・療育手帳 ・障がい福祉サービス(居宅介護、短期入所等) ・地域生活支援事業(移動支援、訪問入浴サービス、日中一時支援等) ・委託相談、指定特定相談

○ 子ども家庭課(市役所2階) 宇都宮市旭1-1-5

担当窓口	連絡先	内容
子ども給付グループ	028-632-2296 ・2387	・こども医療費助成、小児慢性特定疾病医療費助成、育成医療 ・未熟児養育医療給付、結核児童療育の給付 ・児童手当、特別児童扶養手当、障がい児福祉手当 ・小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付 ・小児慢性特定疾病児童訪問看護、小児慢性特定疾病児童一時入院 支援、小児慢性特定疾病児童介助人派遣
自立支援グループ	028-632-2386	ひとり親家庭医療費助成、児童扶養手当、ひとり親家庭支援手当

○ 保健所保健予防課 宇都宮市竹林町972

担当窓口	連絡先	内容
保健対策グループ	028-626-1114	指定難病特定医療費助成

療育に関すること

○ 子ども発達センター 宇都宮市鶴田町970-1

担当窓口	連絡先	内容
子ども発達相談室	028-647-4720	子ども発達センターが実施する療育の利用
交流・管理グループ	028-647-4721	障がい児通所給付の決定

保育所に関すること

○ 保育課(市役所2階) 宇都宮市旭1-1-5

担当窓口	連絡先	内容
事業支援グループ	028-632-2392	保育所等の利用や園生活

小・中学校や子どもの家等に関すること

○ 教育センター 宇都宮市天神1-1-24

担当窓口	連絡先	内容
教育相談室	028-639-4380・ 4381	就学や学校生活

○ 生涯学習課(市役所13階) 宇都宮市旭1-1-5

担当窓口	連絡先	内容
放課後児童グループ	028-632-2651	子どもの家・留守家庭児童会の利用

令和2年（2020）2月発行

発行／宇都宮市

企画／宇都宮市子ども発達センター

問い合わせ先

〒320-0851 宇都宮市鶴田町 970-1

電話 028-647-4720 FAX 028-647-4715

編集・制作／宇都宮市発達支援ネットワーク会議

